

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を六十五人増加し千七百八十二人に、判事補の員数を二十人減少し千人に、それぞれ改める。

二、この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

ただし、判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、千二十人とする。